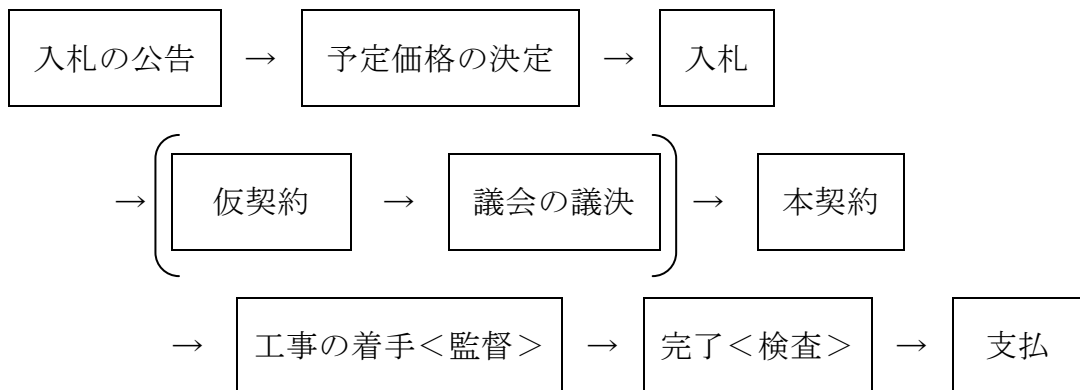


『北海道における入札制度等の概要について』

北海道など地方公共団体の入札・契約手続は、主に地方自治法令に拠るところとなります。

1 入札・契約の手順

事務の主な手順を例示すると、次のとおりです。



上記は一般競争入札で議会の議決を要する契約についての手順です。指名競争入札の場合は「入札の公告」に代わって「指名競争入札の参加者の指名」等の通知、随意契約の場合は「入札」に代わって「見積書」による「見積合わせ」になります。

2 契約方法について

地方自治法第234条第1項において、地方公共団体の契約の方法は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約のいずれかの方法により締結することになります（他に「せり売り」がありますが、工事等の契約においてはあり得ないので省略します。）。

地方自治法では、一般競争入札又は指名競争入札に付する場合に、「予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする」いわゆる自動落札方式を原則としています。

（注）道有財産の売払いに係る入札のような場合には、最も高い入札価格をもって落札者とするため、「最高」の価格をもって申込みをした者を落札者としますが、工事等の場合は、「最低」の価格をもって申込みをした者を落札者とするようになります。

なお、自動落札方式の例外として、地方自治法施行令において、「低入札価格調査制度」、「最低制限価格制度」及び「総合評価方式」を認めています。

○ 低入札価格調査制度

あらかじめ基準価格を設定し、入札価格が当該基準価格を下回った場合に、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを調査し、履行可能な場合、その者と契約を締結する方式で、現在道では、条件付一般競争入札による工事及び総合評価方式による工事において適用しています。

○ 最低制限価格制度

あらかじめ最低制限価格を設定し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を自動的に落札者とするのではなく、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式で、現在道では、原則として 250 万円以上の条件付一般競争及び総合評価を除く入札案件工事に適用しています。

なお、設計・測量等の工事関連業務の委託についても、平成14年11月1日から、原則として 250 万円以上のすべての入札案件業務に適用しています。

○ 総合評価方式

価格その他の条件が地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式ですが、落札決定するためには公平な判断が必要なことから、「落札者決定基準」を定める必要があり、また、決定までのプロセスにおいて学識経験者から意見を聴取することが義務づけられています。

(1) 一般競争入札

ア 条件付一般競争入札

政府調達協定により、地方自治法施行令の特例規定として「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用を受ける 26 億 3 千万円（平成 20 年度以降）以上の工事にあつては条件付一般競争入札によることとされています。

イ 制限付一般競争入札

道では、1 千万円以上かつ、上記ア金額未満の工事にあつては、原則、制限付一般競争入札によらなければならないこととしています。

また、技術力による競争を促進するため、V E 方式（Value Engineering 価値工学）を試行しています。

道では、次のような V E 方式を行っています。

- 入札時 V E ～工事の入札段階で施工方法などの技術提案を受け付ける方式
- 契約後 V E ～施工段階で施工方法などの技術提案を受け付ける方式

ウ 地域限定型一般競争入札

委託業務の内容等を勘案して、一般競争入札に地域用件を加味したものです。

現在、測量等の平易な委託業務を対象に実施しています。

(2) 指名競争入札

指名競争入札は、地方自治法施行令において、

- ・その性質又は目的が一般競争入札に適しないとき
- ・その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数であるとき
- ・一般競争入札に付することが不利と認められるとき

に認められており、道では財務規則の運用方針で、「特殊な技術を必要とする工事等の場合」、「競争に加わるべき者が7人以下であるような場合」、「契約上の義務違反があるときは、道の事業に著しく支障をきたすおそれがある場合」には、指名競争入札によることができるとしています。

指名競争入札の実施に当たっては、あらかじめ各発注機関の長等で組織する指名選考委員会において指名するものの選考を行っています。

道では、指名選考手続の透明性、公正性を高めるため、指名基準を定めるとともに、指名選考過程（指名選考委員会での審議過程）を公表することとしています。

(注) 指名基準～Ⅰ 基本的基準

Ⅱ 事業別基準

Ⅲ 選定基準 ①受注意欲 ②履行経験 ③履行成績
④営業地域 ⑤機会均等 ⑥個別事由

なお、通常の指名競争入札のほか、道では、高度な知識、応用力及び分析力等を必要とする委託業務について、公募型指名競争入札を取り入れています。

(3) 随意契約

随意契約は、契約の目的物に代替性がないなど「その性質又は目的が競争入札に適さない」場合や、「緊急の必要により競争入札に付すことができないとき」、「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」に行うことができるとされています。

道では、財務規則の運用方針で随意契約ができる場合を限定的に列挙しているほか、「随意契約のガイドライン」を定めて運用しています。

(4) 多様な入札方式の実施状況

通常の指名競争入札を除く様々な入札形態を一括して「多様な入札方式」と呼んでいますが、道における最近の多様な入札方式の実施状況は、次のとおりです。

平成20年度（平成21年3月末現在）実施状況（契約件数：発注3部の工事）（単位：件）

	農政	水産	林務	建築	土木	合計
条件付一般競争入札					3	3
制限付一般競争入札	646	78	364	167	2,762	4,017
地域限定型一般競争入札						
公募型指名競争入札						
簡易公募型指名競争入札					16	16
工事希望型指名競争入札						
VE方式（内数）				3		3
小計	646	78	364	167	2,781	4,036
指名競争入札	31		36	5	961	1,033
計	677	78	400	172	3,742	5,069
随意契約	33		6		54	93
合計	710	78	406	172	3,796	5,162

3 発注権限

道では、支庁をはじめ多くの出先機関があります。道の建設工事等の発注は、本庁における建設部建築局計画管理課（入札執行等は、出納局入札管理室）のほか、支庁や土木現業所など道内各地の出先機関で行っています。

また、本庁における契約締結権限は、知事にあります（5億円以上の工事等の契約にあっては、議会の議決を必要としています。）。したがって、契約の当事者は北海道知事です。ただし、部長等の専決事項として、5億円以下の工事等については部長等の決裁権限となっています。

なお、各出先機関の長に対しては、契約締結権限が財務規則により委任されており、各出先機関の長が契約の当事者になります。

4 工事等の種類

道の工事等の種類ごとの主な発注機関及び当該工事の資格を所管する部については、次表のとおりです。

資格の種類	主な発注機関	審査担当部
一般土木工事 舗装工事 鋼橋上部工事	土木現業所 (企画総務部工事契約課)	建設部 (建設管理局建設情報課)
建築工事 電気工事 管工事	建設部 (建築局計画管理課)	
建築設計		
農業土木工事	支庁 (産業振興部農村振興課等)	農政部 (農村振興局事業調整課)
水産土木工事	支庁 (産業振興部水産課)	水産林務部 (総務課)
森林土木工事	支庁 (産業振興部林務課) 森づくりセンター (森林整備課)	水産林務部 (総務課)
造林		
土木設計 測量 地質調査	支庁・土木現業所など (関係部関係課)	建設部 (建設管理局建設情報課)
塗装工事		
道路標識設置工事		
造園工事		
機械器具設置工事		
道路清掃 技術資料作成		

(注) 主な資格の種類と工事の内容は、次のとおりです。

- ・一般土木工事：農業土木工事、森林土木工事、水産土木工事及び特殊工事以外の土木工事で、橋梁下部工事、簡易橋、しゅんせつ工事及びP Sコンクリート工事を含みます。
- ・舗装工事：アスファルト舗装等のほか簡易舗装も含みます。
- ・鋼橋上部工事：鋼橋製作者により行われる鋼桁製作、輸送、架設、床板工等の鋼橋製作から完成までの一連の工事を含みます。
- ・農業土木工事：農業農村整備事業等の土木工事（区画整理工事、水路工事、農道改良工事等）をいいます。
- ・水産土木工事：沿岸漁場整備開発事業等の土木工事（漁港工事を除く。）をいいます。
- ・森林土木工事：治山工事、林道造成工事等の土木工事をいい、環境生活部所管の公園工事を含みます。

5 道における競争入札参加資格

道では、建設工事や物品等の購入に当たり、あらかじめ競争入札に参加する者の資格を定めています。建設工事における平成21・22年度の予定価格に対応する等級区分（格付）は次のとおりです。

(単位：百万円)

種類 等級	一般 土木	農業 土木	森林 土木	水産 土木	建築	舗装	鋼橋 上部	電気	管
A	90 以上	70 以上	60 以上	70 以上	130 以上	60 以上	50 以上	20 以上	25 以上
B	90 未満 60 以上	70 未満 40 以上	60 未満 35 以上	70 未満 45 以上	130 未満 55 以上	60 未満	50 未満	20 未満 7 以上	25 未満 8 以上
C	60 未満 20 以上	40 未満 20 以上	35 未満	45 未満	55 未満 25 以上			7 未満	8 未満
D	20 未満	20 未満			25 未満				